

入札説明書

令和6年12月20日

社会福祉法人上尾あゆみ会

- 1 業務依頼主 上尾市藤波一丁目209番地の2
社会福祉法人上尾あゆみ会
理事長 武藤政春
- 2 件 名 施設送迎バス運行業務委託
- 3 場 所 上尾市藤波一丁目208番地 ふじ学園
上尾市大字菅谷49番地の1 上平事業所
- 4 契約期間 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで
- 5 概 要 各利用者（障害者）自宅付近からふじ学園までの送迎
ふじ学園 9時00分着
ふじ学園から各利用者（障害者）自宅付近までの送迎
ふじ学園16時00分発
各3便

各利用者（障害者）自宅付近から上平事業所までの送迎
上平事業所 9時00分着
上平事業所から各利用者（障害者）自宅付近までの送迎
上平事業所16時00分発
1便

※ 同時間帯に計4便の運行。
※ 行事等の関係により、年数回、時間を変更しての運行あり。
※ 車椅子乗降用の乗降口（賃貸借車輛可）を使用すること。
※ すべての便において、運転手及び介助員が乗車すること。
- 6 運行日数 各年度269日程度
- 7 委託費に含まれるもの 人件費の他、車輛代、車輛運行の許可等に係る経費及び車輛の維持管理に係る経費（車検費用、法定点検費用、任意保険料、燃料代、車輛の駐車場、タイヤ、バッテリー、オイルその他）
- 8 入札参加受付
令和6年12月23日（月）午前9時から
令和6年12月27日（金）午後1時まで

9 入札参加受付時提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格等確認申請書
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることが確認できる書類
- (3) 埼玉県競争入札参加者名簿（令和5・6年度）の小分類（旅客運送業務）に登録されていることが確認できる書類
- (4) 令和2年4月1日以降に運転手の他介助員を乗車させて、障害者の送迎業務を1年間以上行った実績を有することを確認できる書類の写し
- (5) 現在上尾あゆみ会と当契約を締結している者については、上記（2）～（4）については免除とする。

10 提出方法

下記にFAXにて申し込みを行い、原本は速やかに郵送又は持参すること。

提出先

社会福祉法人上尾あゆみ会 理事長武藤政春 宛て
〒362-0061 上尾市藤波一丁目209番地の2
社会福祉法人上尾あゆみ会本部事務局
TEL：048-787-4747 FAX：048-787-4380

担当 加藤 米澤

- ・参加資格等確認申請書をFAXにて送信後、受信の確認を電話にて必ず行うこと。
- ・資格審査後、参加資格を確認した者には通知を行う。

11 現場説明会 実施しない

12 入札・契約内容等の質問

ファクシミリにより提出すること。

質問受付期間 令和7年1月10日（金）午前9時から
令和7年1月14日（火）午後4時まで

13 質問に関する回答 令和7年1月17日午後4時までに、全ての質問に対する回答を全参加者にFAXにて送信する。

14 入札日時 令和7年1月24日（金） 午前10時

15 入札場所 ふじ学園2階多目的室

16 最低制限価格 設定しない

17 予定価格 公表しない

18 入札保証金 不要

19 入札書に記載する金額

- (1) 入札に関する金額は、令和7年度から令和9年度までの総額を記入すること。入札者は、見積金額の110分の100の額(消費税を入れない額)を記入した入札書を封筒に入れ、封印して提出のこと。入札書の様式は、別途定めるものとする。

20 入札に関する事項

- (1) 入札に参加する者が1者のみであるときは、初度入札の1回のみ入札を行う。ただし、再度入札で参加者が1者になった場合はこの限りでない。
- (2) 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行う。
- (3) 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- (4) 再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。
- (5) 再度入札は、3回とする。
- (6) 入札の辞退は、入札前は辞退届を持参または書留郵便にて、入札中には、入札書に記して提出する。
- (7) 入札参加者がいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (8) 入札を公正に行うことができないと認められるときは、入札執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。
- (9) 天災地変その他やむを得ない事由により入札を行うことが困難なときは延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

21 入札の無効の定め

- (1) 代理人をして入札させる場合、委任状に記載された者以外の者のした入札又は委任状の提出のない入札。
- (2) 入札をするために必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 虚偽の確認申請書、確認資料を提出した者のした入札。

22 落札者の決定等

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。
- (2) 落札額は、入札書に記載された金額により決定し、これに消費税を加算した金額を契約金額とする。
- (3) 落札者となるべき同額の入札をした2人以上いるときは、くじ引きをして落札者を決定する。

23 随意契約

入札の結果、落札者がいない場合には、下記の場合に限り、協議により随意契約を締結できるものとする。

- (1) 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次低い価格で入札した者を対象とする）。
- (2) 随意契約であっても、契約額は予定価格の範囲内とする。
- (3) 協議の過程で、予定価格を明らかにすることは認められないこと。
- (4) 金額の提出は、見積書を使用すること。

24 契約保証金

- (1) 契約の受託者は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金の免除
次の各号に該当するものに限り、契約保証金を免除することができる。
ア 落札者が保険会社との間に上尾あゆみ会を被保険者とする契約保証保険契約を締結したとき。
イ 令和4年4月1日以降に障害者の送迎業務を2回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者。
ウ その他、上記に準ずる場合であると認めたとき。

25 見積内訳書

契約の受託者は、契約締結前に見積内訳書を各4ルート別に提出すること。

26 委託料の支払

委託料は、1か月間の業務履行の確認後、委託料を36で除した額（1円未満の端数がある場合は、36か月目に計上）を、乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

27 その他

- (1) 契約期間中において、人件費その他車検・法定点検費用、燃料代、消耗品代等著しく変動した場合には、毎年度12月に信頼のおける資料の提出により、次年度以降の委託料の変更について、協議することができるものとする。
- (2) 落札者から令和7年4月1日からの運行にあたり許可等の手続きが難しいと申し出があった場合には、最良の方法を協議のうえ、契約を締結するものとする。
なお、協議の結果、運行に支障が出てしまうと判断される場合には、契約を締結しないことができるものとする。
上記の理由により契約を締結しない場合には、順次低い価格で入札した者と契約を締結することができるものとする。

28 本契約は、理事会の承認を得て行う。